

クーリング・オフの豆知識



クーリング・オフとは、不意打ち的な販売方法等で契約した場合に、一定の条件を満たせば、無条件で契約を解除できる制度です。

【クーリング・オフが可能な取引】

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法、エステ・語学教室・結婚相手紹介サービス等特定の継続的なサービス、内職商法やモニター商法、買取商法など、法律や約款で定められた取引でクーリング・オフできます。

【クーリング・オフできる期間】

契約書などの書面を受け取った日から8日以内または20日以内など、対象となる取引ごとに定められています。契約書の記載を確認しておきましょう。

【クーリング・オフの方法】

クーリング・オフの手続きは必ずはがきなど書面による通知で行います。契約を解除することを明記して、控え用のコピーを取り、特定記録郵便または簡易書留で郵送しましょう。



不意打ち的な販売方法等で契約しても、契約を解除できる制度があるんだワン!
詳しくは、14ページを見てね!